

各都道府県旅行業担当部局 御中

観光庁観光産業課

本年 4 月から、バス運転者にも時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。）（参考 1）及び令和 4 年 12 月 23 日に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）（参考 2）が適用されています。

このたび、厚生労働省及び国土交通省から、貸切バス運転者の長時間労働の是正など労働環境の改善に向けて、新たに作成した別添リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（バス編）」（<https://www.youtube.com/watch?v=sNq9gApIuto>）（ポータルサイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）にも掲載。）の共有があり、併せて別紙のとおり各旅行者等への周知に係る依頼がありました。

つきましては、一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行者等に対して、別添リーフレット及び啓発動画を周知し、下記の内容への御理解と御協力と呼びかけていただきますようお願いいたします。

なお、本件については、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会に対しても、通知したことを申し添えます。

## 記

### 1 改善基準告示の遵守について

バス運転者が、改善基準告示に定められた拘束時間や休息期間、運転時間、連続運転時間の範囲内で業務を行い、バス事業者が上限規制を遵守することができるよう、貸切バスの発注を担当される方に改善基準告示を周知し、行程について貸切バス事業者とよく話し合うようにしてください。

### 2 貸切バス運転者の賃上げについて

本年 10 月 1 日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で 5.1%引き上げられたところですが（参考 3）、貸切バス事業におけるバス運転者の確保には、上限規制及び改善基準告示の遵守とともに、バス運転者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

貸切バス事業者が、適切に安全への投資を行いながら、賃上げの原資を確保できるよう、人件費や燃料費等のコストの上昇を踏まえた適正な運賃、料金による取引をお願いします。

(別紙)

事 務 連 絡  
令和6年11月5日

観光庁観光産業課 御中

厚生労働省  
労働基準局労働条件政策課  
国土交通省  
物流・自動車局旅客課

バス運転者の働き方改革の実現に向けた周知・広報の実施について（周知依頼）

日頃より、労働基準行政及び自動車行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から、バス運転者にも時間外労働の上限規制及び令和4年12月23日に改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）が適用されています。

バス運転者の長時間労働の是正など労働環境の改善に向けて、厚生労働省では、国土交通省と連携しながら、昨年6月から、適切なダイヤ・行程による発注への御協力を呼びかけており、今後も別添リーフレット及び啓発動画「はたらきかたススめ ver 2（バス編）」（<https://www.youtube.com/watch?v=sNq9gApIuto>）（ポータルサイト「はたらきかたススめ」（<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>）にも掲載。）により周知広報を行ってまいります。

つきましては、貴課におかれましても、貸切バス運転者の労働環境の改善に向けて、旅行者等から引き続き御理解と御協力をいただけるよう、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等の関係団体を通じて関係事業者に確実に別添リーフレット及び啓発動画に関する周知がなされるよう、所要の措置をお願いいたします。

(参考1) 自動車運転者の時間外労働の上限規制について

## 自動車運転者の時間外労働の上限規制

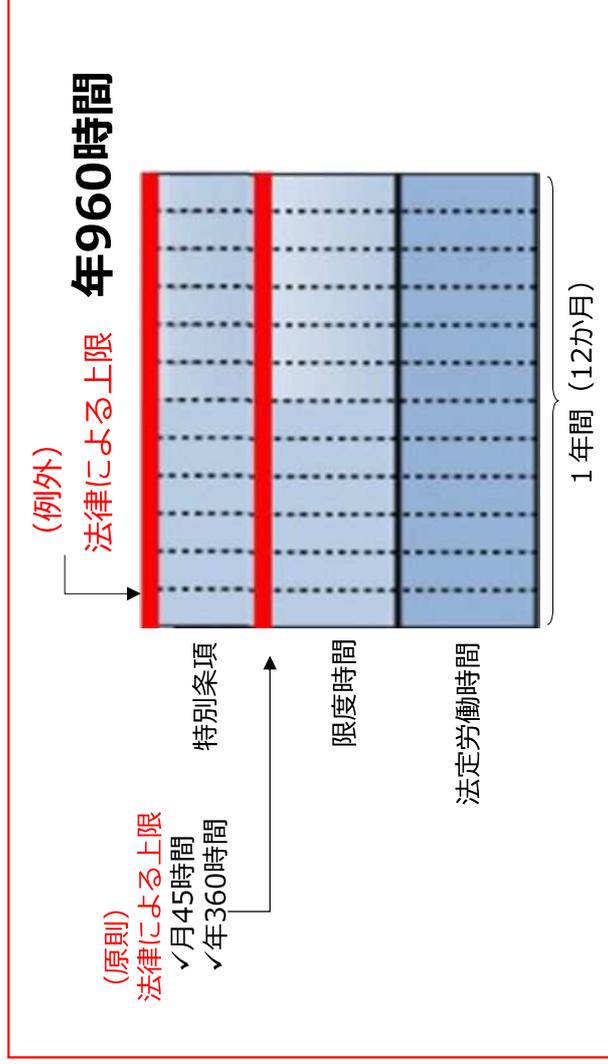
R6年3月31日まで



R6年4月1日以降

上限なし ※大臣告示 (限度基準告示) の適用なし

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている



## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、**トラックなどの自動車運転者**について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい**拘束時間**(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、**休息期間**(勤務と勤務の間の自由な時間)、**運転時間等の基準**を定めたもの。

### 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

- 長時間労働、交通事故の増加
- 路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定(平成元年)

※告示制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、見直しが行われた。平成9年に改正されたから、令和4年に至るまで、内容を伴う改正は行われていなかった。

【参考】拘束時間と休息期間

- 拘束時間**とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- 休息期間**とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。

08:00 21:00



00:00

24:00

拘束時間

労働時間

休憩時間

作業時間(運転・整備等)

待ち時間(荷待ち等)

# バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要①

		旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
1年・1か月、 52週・4週平均1週 の拘束時間	1年・1か月	<p>【例外】 ①貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、②貸切バスに乗務する者及び③高速バスに乗務する者の場合、労使協定により、次のとおり延長可 4週平均1週 <u>71.5</u>時間以内 (52週のうち16週まで)</p>	<p>1年 <u>3,300</u>時間以内 1か月 <u>281</u>時間以内</p> <p>【例外】 貸切バス等乗務者（左記①②③の者+乗合バス乗務者（一時的需要に応じて運行されるもの））の場合、労使協定により、次のとおり延長可 1年 <u>3,400</u>時間以内 1か月 <u>294</u>時間以内（年6か月まで） →281時間超は連続4か月まで</p>
	※いずれか一方を選択		<p>52週・4週平均1週 <u>65</u>時間以内</p> <p>【例外】 ①貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、②貸切バスに乗務する者及び③高速バスに乗務する者の場合、労使協定により、次のとおり延長可 4週平均1週 <u>71.5</u>時間以内 (52週のうち16週まで)</p>
1日の拘束時間	原則 <u>13</u> 時間以内 (上限 <u>16</u> 時間、 <u>15</u> 時間超は週2回まで)	原則 <u>13</u> 時間以内 (上限 <u>15</u> 時間、 <u>14</u> 時間超は週3回までが目安)	
1日の休息期間	連続 <u>8</u> 時間以上	連続 <u>11</u> 時間以上与えるよう努めることを基本とし、 <u>9</u> 時間を下回らない	

# バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要②

		旧告示	改正後 (令和6年4月1日～)
運転時間	<p>2日平均1日当たり <b>9時間</b>以内 4週平均1週当たり <b>40時間</b>以内</p> <p>【例外】 貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスに乗務する者の場合、労使協定により、次のとおり延長可 52週 <b>2,080時間</b>以内 4週平均1週当たり <b>44時間</b>以内 (52週のうち16週まで)</p>	現行どおり	<p>【例外】 貸切バス等乗務者の場合、労使協定により、現行どおり延長可</p>
連続 運転時間	<p><b>4時間</b>以内 (運転の中断は、1回連続<b>10分</b>以上、合計<b>30分</b>以上)</p>	現行どおり	<p>高速バス・貸切バスの高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね<b>2時間</b>までとするよう努める</p> <p>【例外】 緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる</p>
予期し得ない 事象	/	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)及び連続運転時間から除くことができる <small>(※1, 2)</small>	<p>勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える</p> <p>※1 予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと</p> <p>※2 運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHPI情報等)が必要。</p>

## バス運転者に適用される「改善基準告示」の改正の概要③

	旧告示	改正後（令和6年4月1日～）
分割休息 特例	<p>継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分割休息は1回4時間以上</li> <li>休息期間の合計は、10時間以上</li> <li>3分割も可</li> <li>一定期間（2か月程度）における勤務回数の2分の1が限度</li> </ul>	<p>継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分割休息は1回4時間以上</li> <li>休息期間の合計は、11時間以上</li> <li>2分割のみ（3分割以上は不可）</li> <li>一定期間（1か月）における勤務回数の2分の1が限度</li> </ul>
2人乗務 特例	<p>車両内に身体を伸ばして休息できる設備（※）がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可</p> <p>※身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席で、運転者のために専用の座席が少なくとも1席以上確保されていれば、これに該当する。</p>	<p>車両内に身体を伸ばして休息できる設備（※）がある場合、拘束時間を19時間まで延長し、休息期間を5時間まで短縮可</p> <p>※身体を伸ばして休息できるリクライニング方式の座席で、運転者のために専用の座席が少なくとも1席以上確保されていれば、これに該当する。</p> <p>【例外】①②のいずれかの場合、 拘束時間を20時間まで延長し、 休息期間を4時間まで短縮可 ①車両内ベッドが設けられている場合 ②※を満たし、カーテン等で他の乗客からの視線を遮断する措置を講じている場合</p>
隔日勤務 特例	<p>2暦日の拘束時間は21時間 休息期間は 継続20時間以上</p> <p>【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、拘束24時間まで延長可（2週間に3回まで）</p>	<p>現行どおり</p>
フェリー 特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェリー乗船時間のうち2時間は拘束時間、その他の時間は休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。）</li> <li>フェリー乗船時間が10時間を超え8時間の休息期間が与えられた場合、フェリー下船時刻から次の勤務が開始される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。）</li> <li>フェリー乗船時間が9時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される。</li> </ul>

## (参考3) 最低賃金の改定について

## 令和6年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	引き上げ率【%】	発効年月日
北海道	1010 ( 960 )	50	5.2	令和6年10月1日
青森	953 ( 898 )	55	6.1	令和6年10月5日
岩手	952 ( 893 )	59	6.6	令和6年10月27日
宮城	973 ( 923 )	50	5.4	令和6年10月1日
秋田	951 ( 897 )	54	6.0	令和6年10月1日
山形	955 ( 900 )	55	6.1	令和6年10月19日
福島	955 ( 900 )	55	6.1	令和6年10月5日
茨城	1005 ( 953 )	52	5.5	令和6年10月1日
栃木	1004 ( 954 )	50	5.2	令和6年10月1日
群馬	985 ( 935 )	50	5.3	令和6年10月4日
埼玉	1078 ( 1028 )	50	4.9	令和6年10月1日
千葉	1076 ( 1026 )	50	4.9	令和6年10月1日
東京	1163 ( 1113 )	50	4.5	令和6年10月1日
神奈川	1162 ( 1112 )	50	4.5	令和6年10月1日
新潟	985 ( 931 )	54	5.8	令和6年10月1日
富山	998 ( 948 )	50	5.3	令和6年10月1日
石川	984 ( 933 )	51	5.5	令和6年10月5日
福井	984 ( 931 )	53	5.7	令和6年10月5日
山梨	988 ( 938 )	50	5.3	令和6年10月1日
長野	998 ( 948 )	50	5.3	令和6年10月1日
岐阜	1001 ( 950 )	51	5.4	令和6年10月1日
静岡	1034 ( 984 )	50	5.1	令和6年10月1日
愛知	1077 ( 1027 )	50	4.9	令和6年10月1日
三重	1023 ( 973 )	50	5.1	令和6年10月1日
滋賀	1017 ( 967 )	50	5.2	令和6年10月1日
京都	1058 ( 1008 )	50	5.0	令和6年10月1日
大阪	1114 ( 1064 )	50	4.7	令和6年10月1日
兵庫	1052 ( 1001 )	51	5.1	令和6年10月1日
奈良	986 ( 936 )	50	5.3	令和6年10月1日
和歌山	980 ( 929 )	51	5.5	令和6年10月1日
鳥取	957 ( 900 )	57	6.3	令和6年10月5日
島根	962 ( 904 )	58	6.4	令和6年10月12日
岡山	982 ( 932 )	50	5.4	令和6年10月2日
広島	1020 ( 970 )	50	5.2	令和6年10月1日
山口	979 ( 928 )	51	5.5	令和6年10月1日
徳島	980 ( 896 )	84	9.4	令和6年11月1日
香川	970 ( 918 )	52	5.7	令和6年10月2日
愛媛	956 ( 897 )	59	6.6	令和6年10月13日
高知	952 ( 897 )	55	6.1	令和6年10月9日
福岡	992 ( 941 )	51	5.4	令和6年10月5日
佐賀	956 ( 900 )	56	6.2	令和6年10月17日
長崎	953 ( 898 )	55	6.1	令和6年10月12日
熊本	952 ( 898 )	54	6.0	令和6年10月5日
大分	954 ( 899 )	55	6.1	令和6年10月5日
宮崎	952 ( 897 )	55	6.1	令和6年10月5日
鹿児島	953 ( 897 )	56	6.2	令和6年10月5日
沖縄	952 ( 896 )	56	6.3	令和6年10月9日
全国加重平均	1055 ( 1004 )	51	5.1	-

取引関係者の皆さま、国民の皆さま

くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススメ!



2024年  
4月から 建設業、ドライバー、医師の  
時間外労働の上限規制適用開始!



くらし・はたらき  
マエストロ  
たしかめたん

# みなさまに お願いがあります!

たしかめよう!

## 適正な 工期の設定を!



週休2日の実現に向け、  
ご配慮をお願いいたします。

## 荷待ち時間・ 荷役時間の削減を!



再配達への削減に向け、  
確実に受け取れる時間の指定や  
置き配などの活用をお願いいたします。

## 行程・ダイヤについて よく話し合いを!



停留所からの安全な発車にも  
ご協力ください。

## 受診は 診療時間内に!



医療のかかり方への  
ご理解・ご配慮をお願いいたします。

詳しくは裏面をご覧ください →

働き方改革の推進にご協力をお願いいたします。  
詳しくは特設サイトへ! はたらきかたススメ 検索



# 暮らしを支える方々のためにも みなさまへ大切なお願いです！

## みなさまへお願い



くらし・はたらきマエストロ  
たしかめたん

### 建設業



#### 抱える問題

工期が短いと、土日働かなければならず、長時間労働につながります。

#### わたしたちにできること

工事を受注・発注するときは、ゆとりをもった適正なスケジュールに。  
また、工事の受注・発注に当たっては適切な金額での契約を心がけてください。

### トラックドライバー



#### 抱える問題

荷待ち時間・荷役時間は、一運行あたり平均3時間程度と言われており、長時間労働の原因となっています。

#### わたしたちにできること

荷待ち・荷役作業時間削減のため、適切な日時指定、予約システムの導入、作業効率化などの工夫を。  
また、「標準的運賃」を参考に、運賃や、荷待ち、荷役作業の料金の見直しもお願いいたします。

### バス運転者



#### 抱える問題

運行スケジュールによっては、休憩できずに運転時間が長くなってしまいます。

#### わたしたちにできること

貸切バスや送迎バス、コミュニティバスを発注するときには、行程やダイヤについてバス事業者とよく話し合いを。  
また、運転者が必要なときに休憩をとれるようにSA・PAの駐車ルールを守ることも重要です。

### 医師



#### 抱える問題

夜間や休日など診療時間外に緊急でない受診をすることは、医師の負担につながります。

#### わたしたちにできること

受診すべきか迷う場合には  
☎#7119(大人)または☎#8000(小児)へご相談ください。<sup>(※)</sup>  
また、ご家族の方も病状説明などは  
決められた診療時間内の受診をお願いいたします。

※#7119/#8000の実施状況は地域によって異なります。  
非対応地域については、全国版救急受診アプリ「Q助」をご活用ください。  
詳しくはウェブサイトをご覧ください。